

安全データシート

トレボン®乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

作成日: 2005/09/27 改訂日: 2024/10/01

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : トレボン®乳剤
整理番号 : AGA10045Ja_08

推奨用途及び使用上の制限

推奨用途 : 農薬(殺虫剤)
使用上の制限 : 推奨用途以外への使用は禁止する

会社情報

供給者の会社名称

三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社

国内マーケティング部

東京都中央区日本橋一丁目 19 番 1 号

T 03-5290-2740 - F 03-3231-1176

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

物理的危険性	引火性液体	区分 3
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気)	区分 4
	眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分 1
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 1(中枢神経系,呼吸器系,肝臓,腎臓)
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(麻酔作用)
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分 3(気道刺激性)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分 1(聴覚器,神経系,呼吸器系)
	誤えん有害性	区分 1
環境有害性	水生環境有害性 短期(急性)	区分 1
	水生環境有害性 長期(慢性)	区分 1

*記載のないものは区分に該当しない、あるいは分類できない。

ラベル要素

絵表示 (GHS JP)



注意喚起語 (GHS JP)

: 危険

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

危険有害性 (GHS JP)

- : 引火性液体及び蒸気 (H226)
- 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ (H304)
- 重篤な眼の損傷 (H318)
- 吸入すると有害 (H332)
- 呼吸器への刺激のおそれ (H335)
- 眠気又はめまいのおそれ (H336)
- 発がんのおそれの疑い (H351)
- 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ (H360)
- 臓器の障害 (中枢神経系、呼吸器系、肝臓、腎臓) (H370)
- 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (聴覚器、神経系、呼吸器系) (H372)
- 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性 (H410)

注意書き (GHS JP)

安全対策

- : 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
- 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)
- 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
- 容器を密閉しておくこと。(P233)
- 容器を接地しアースをとること。(P240)
- 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)
- 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
- 静電気放電に対する措置を講ずること。(P243)
- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)
- 取扱い後は手、前腕および顔をよく洗うこと。(P264)
- この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
- 屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。(P271)
- 環境への放出を避けること。(P273)
- 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。(P280)

応急措置

- : 飲み込んだ場合: 直ちに医師に連絡すること。(P301+P310)
- 皮膚(又は髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水で洗うこと。(P303+P361+P353)
- 吸入した場合: 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
- 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師に連絡すること。(P308+P311)
- ばく露又はばく露の懸念がある場合: 医師の診察／手当てを受けること。(P308+P313)
- 直ちに医師に連絡すること。(P310)
- 気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)
- 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
- 無理に吐かせないこと。(P331)
- 火災の場合: 消火するために泡、耐アルコール泡、二酸化炭素(CO₂)、砂、消火粉を使用すること。(P370+P378)
- 漏出物を回収すること。(P391)

保管

- : 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。(P403+P233)
- 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)
- 施錠して保管すること。(P405)

廃棄

- : 内容物／容器を国際、国、都道府県又は市町村の規則に従って廃棄すること。(P501)

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

他の危険有害性

他の危険有害性 : 蚕、ミツバチに対して影響がある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物
化学名 : 2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル 3-フェノキシベンジル エーテル混合物
別名 : エトフェンプロックス製剤

名前	濃度 (%)	官報公示整理番号		CAS 番号
		化審法番号	安衛法番号	
エトフェンプロックス	20.0	3-3981	4-(14)-178	80844-07-1
有機溶剤、界面活性剤等	80.0			
エチルベンゼン	45	(3)-28,(3)-60	既存化学物質	100-41-4
キシレン	33	(3)-3,(3)-60	既存化学物質	1330-20-7

4. 応急措置

応急措置

吸入した場合 : 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪いときは医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 : 汚染された衣類、靴等を速やかに脱ぐこと。
皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
外観に変化が見られたり痛みが続く場合には、医師の診断/手当てを受けること。

眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で数分間注意深く洗うこと。
洗眼の際、まぶたを指でよく開いて、眼球、まぶたのすみずみまで水が行きわたるように洗淨すること。
コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗淨を続けること。
直ちに医師の診察を受ける。

飲み込んだ場合 : 無理に吐かせてはいけない。
水で口の中を洗淨し、直ちに医師の診断/手当てを受けること。
被災者に意識のない場合は、口から何も与えてはならない。
毛布等で保温して安静に保つこと。

応急措置をする者の保護 : 救助者は有害物質に触れないよう、適切な保護具を着用すること。

医師に対する特別な注意事項

その他の医学的アドバイスまたは治療 : 対症的に治療すること。

5. 火災時の措置

適切な消火剤 : 水噴霧、乾燥粉末消火剤、泡消火剤、二酸化炭素、砂
使ってはならない消火剤 : 強い水流は使用しない、棒状放水
火災危険性 : 引火性液体及び蒸気。

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

- 消火方法 : 安全な距離と保護された場所から消火活動を行う。
呼吸器の保護を含め、適切な保護装置を使用せず、火災現場に入らない。
火災発生場所の周辺に、関係者以外の立ち入りを禁止すること。
危険なくできる時は、燃焼の供給源を速やかに止めること。
移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移すこと。
容器、周囲の設備等に散水して冷却すること。
消火活動は、可能な限り風上から行うこと。
- 消火時の保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
自給式呼吸器。
完全防護服。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具および緊急時措置

- 一般的措置 : 安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
物的被害を防止するためにも流出したものを吸収すること。

非緊急対応者

- 保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
- 応急処置 : 裸火、火花禁止、禁煙。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。

緊急対応者

- 保護具 : 適切な保護具を着用して作業する。
詳細については、第 8 項の「ばく露防止及び保護措置」を参照。
漏出物との接触及び吸入を避けること。
- 応急処置 : 不要な職員を退避させる。
安全に対処できるならば漏えい(洩)を止めること。

環境に対する注意事項

- 環境に対する注意事項 : 環境への放出を避けること。
本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- 封じ込め方法 : 流出した物質は吸着剤で回収し、下水溝や水路への侵入を防止する。
可能であればリスクなく漏出をせき止める。
乾燥砂、土、おがくず、ウエス等に吸収させて、密閉できる空容器に回収すること。
大量の場合には、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いてから処理すること。
水上に流出した非水溶性の製品は吸収材を使用して回収すること。
- 浄化方法 : 本製品が下水、または公共用水に流入した場合も、行政当局に通報する。
- 二次災害の防止策 : 付近の着火源となるものを速やかに取り除くこと。
危険なくできる時は、漏出源を遮断し、漏れを止めること。
- その他の情報 : 物質または固形残留物は公認施設で廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

技術的対策

: 作業所の十分な換気を確保する。
屋内で取り扱う場合は、「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の設備対策を行う。

安全取扱注意事項

: 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
容器を接地すること/アースをとること。
火花を発生させない工具を使用すること。
静電気放電に対する予防措置を講ずること。
引火性蒸気が容器内に蓄積することがある。
防爆型装置を使用する。
個人用保護具を着用する。
使用前に取扱説明書を入手すること。
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
皮膚、眼との接触を避ける。
容器を転倒、落下させ、衝撃を加える、又は引きずる等の乱暴な取扱いをしないこと。

接触回避

: 「10. 安定性及び反応性」記載の混触危険物質との接触及び保管を避けること。

衛生対策

: 作業服と外出着とを分ける。個別に洗う。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
休憩場所には、手洗い、洗眼等の設備を設け、取扱い後に手、顔等をよく洗うこと。手袋等の汚染された保護具を持ち込まないこと。

保管

安全な保管条件

: 換気の良い場所で保管すること。
涼しいところに置くこと。
容器を密閉しておくこと。
施錠して保管すること。
食品、飲料、動物用飼料とは区別して保管すること。
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
直射日光を避け、火気、熱源から遠ざけること。
法規に規定された基準に従い保管すること。

安全な容器包装材料

: ガラスまたはポリエチレン容器、ポリエチレン内装金属容器(アルミニウムを除く)等。

技術的対策

: 容器を接地すること/アースをとること。

容器包装材料

: 製品は必ず元の容器と同じ素材の容器に保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

エトフェンプロックス (80844-07-1)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	エトフェンプロックス # Etofenprox
許容濃度	3 mg/m ³
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
エチルベンゼン (100-41-4)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	エチルベンゼン # Ethyl benzene
許容濃度	87 mg/m ³

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

エチルベンゼン (100-41-4)	
許容濃度	20 ppm
特記事項 (JP)	経皮吸収; 発がん性分類 2B; 生殖毒性分類 2
規則参照	許容濃度等の勧告 (2023 年度) 産衛誌 65 巻
日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
現地名	エチルベンゼン # Benzene, ethyl-
管理濃度	20 ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成 29 年度版
キシレン (1330-20-7)	
日本 - ばく露限界値 (日本産業衛生学会)	
現地名	ジメチルベンゼン # Benzene, dimethyl-
許容濃度	217 mg/m ³
許容濃度	50 ppm
日本 - ばく露限界値 (管理濃度(厚生労働省))	
現地名	ジメチルベンゼン # Benzene, dimethyl-
管理濃度	50 ppm
規則参照	作業環境評価基準 平成 29 年度版

設備対策 : 作業所の十分な換気を確保する、屋内で取り扱う場合には、局所排気装置および/または全体換気装置を使用する。
取り扱う場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。

保護具

個人用保護具 : 推奨される個人用保護具を着用する。
呼吸用保護具 : 農業用マスク、防毒マスク(有機ガス用)
手の保護具 : 保護用手袋(不浸透性)
眼の保護具 : 保護眼鏡、ゴーグル、防災面
皮膚及び身体の保護具 : 適切な保護衣を着用する、保護帽子、保護服(不浸透性)、保護長靴等
環境へのばく露の制限と監視 : 環境への放出を避けること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体
外観 : 油状液体
色 : 淡黄色澄明
臭い : 有機溶剤臭
pH : 7.1
融点 : データなし
凝固点 : データなし
沸点 : データなし
引火点 : 28.0 - 28.5 °C [区分 3]
自然発火点 : データなし
<キシレン> 432-528°C

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

分解温度	: データなし
可燃性	: 引火性液体及び蒸気
蒸気圧	: データなし <混合キシレン> 0.639-0.9 kPa (20°C)
相対密度	: 0.91
密度	: データなし
相対ガス密度	: データなし
溶解度	: 水に難溶、攪拌にて容易に乳化分散する。
n-オクタノール/水分配係数 (Log Pow)	: データなし
爆発限界 (vol %)	: データなし
動粘性率	: ≤ 20.5 mm ² /s (推定値)
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 引火性液体及び蒸気。
化学的安定性	: 通常の条件下では安定。
危険有害反応可能性	: 強酸化剤と接触すると発火、爆発する。 酸化剤、アルミニウムとの反応にて水素ガスを発生する。 多くの合成樹脂やゴムを腐食し、それらを溶かす。
避けるべき条件	: 高温面との接触を避ける。熱。炎や火花の禁止発火源をすべて断つ。
混触危険物質	: 酸化剤。アルミニウム。
危険有害な分解生成物	: 燃焼時、有害ガスを発生する。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	: 区分に該当しない
急性毒性 (経皮)	: 区分に該当しない
急性毒性 (吸入)	: 区分に該当しない(分類対象外)(気体) 吸入すると有害 分類できない(粉じん、ミスト)

トレボン [®] 乳剤	
LD50 経口 ラット	> 5000 mg/kg
LD50 経皮 ラット	> 2000 mg/kg
LC50 吸入 (蒸気)	> 2500 - ≤ 20000 ppm (計算値)
エトフェンプロックス	
LD50 経口 ラット	> 42880 mg/kg
LD50 経皮 ラット	> 2140 mg/kg
LC50 吸入 - ラット (粉じん / ミスト)	> 5.9 mg/L/4h
エチルベンゼン	
急性毒性 (吸入:蒸気)	ラットの LC50 (2 時間): 13,367 ppm (4 時間換算: 9451.9 ppm)(厚労省リスク評価書 (2011)、AICIS IMAP (2020))より区分 4 とした。なお、ばく露濃度は飽和蒸気圧濃度の 90% (7,994 ppm)より低いため、蒸気と判断し、ppmV を単位とする基準値より判断した。

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

エチルベンゼン	
LD50 経口	3500 mg/kg
LD50 経皮	15400 mg/kg
LC50 吸入 - ラット (粉じん / ミスト)	27.5 mg/L/4h
キシレン	
LD50 経口	3500 mg/kg
LD50 経皮	1700 mg/kg [区分 4]
LC50 吸入 - ラット (蒸気)	27.57 mg/L/4h [区分 4]
皮膚腐食性 / 刺激性	: 区分に該当しない ウサギ 軽度刺激性 紅斑、浮腫 7-13 日にかけて殆ど消失
眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性	: 重篤な眼の損傷 ウサギ 中等度刺激性 結膜発赤及び浮腫、角膜混濁 21 日後まで持続
呼吸器感作性	: 分類できない
エトフェプロックス	
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
エチルベンゼン	
呼吸器感作性	データ不足で分類できない。
キシレン	
呼吸器感作性	データ不足のため分類できない。
皮膚感作性	: 区分に該当しない モルモット 陰性
生殖細胞変異原性	: 分類できない
エトフェプロックス	
生殖細胞変異原性	Ames 試験 陰性、染色体異常試験 陰性、マウス小核試験 陰性
エチルベンゼン	
生殖細胞変異原性	区分に該当しない
キシレン	
生殖細胞変異原性	区分に該当しない
発がん性	: 発がんのおそれの疑い
エトフェプロックス	
発がん性	ラット、マウス 発がん性試験 陰性
エチルベンゼン	
発がん性	IARC でグループ 2B に分類されていることから区分 2 とした。
キシレン	
発がん性	IARC でグループ 3 (IARC (1999))、ACGIH で A4 (ACGIH (7th, 2001))、EPA で I (EPA IRIS (2003)) に分類されていることから、「分類できない」とした。

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

生殖毒性 : 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

エトフェプロックス	
生殖毒性	ラット、ウサギ 生殖毒性試験 陰性
エチルベンゼン	
生殖毒性	産衛学会の分類結果及び女性労働基準規則の対象物質であることを踏まえ、区分 1B とした。
キシレン	
生殖毒性	区分 1B

特定標的臓器毒性(単回ばく露) : 臓器の障害 (中枢神経系, 呼吸器系, 肝臓, 腎臓)
眠気又はめまいのおそれ
呼吸器への刺激のおそれ

エチルベンゼン	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトでの知見において気道刺激性と麻酔作用の影響がみられたことと、動物での知見において区分 1 の範囲で呼吸器への影響がみられたことから、区分 3 (気道刺激性、麻酔作用) とした。

キシレン	
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	本物質は麻酔作用があるほか、中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓に影響を与えるため、区分 1 (中枢神経系、呼吸器、肝臓、腎臓)、区分 3 (麻酔作用) とした。

特定標的臓器毒性(反復ばく露) : 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 (聴覚器, 神経系, 呼吸器系)

エチルベンゼン	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトでの知見において聴覚器及び神経系への影響がみられ、動物での知見において聴覚器への影響がみられたことから、区分 1 (聴覚器、神経系) とした。

キシレン	
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトでの知見に基づき、区分 1 (神経系、呼吸器) とした。

誤えん有害性 : 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
区分 1 の有機溶剤を 10% 以上含み、かつ、40℃での動粘性率が 20.5 mm²/s 以下と推測されるため、区分 1 とした。

エトフェプロックス	
誤えん有害性	データ不足のため分類できない

エチルベンゼン	
誤えん有害性	本物質は炭化水素化合物であり、40℃での動粘性率は 0.63 mm ² /s であることから、区分 1 とした。

キシレン	
誤えん有害性	炭化水素であり、動粘性率は混合物のため求められないが、o-、m-、及び p-異性体の各動粘性率計算値 (25℃) は各々 0.86、0.67、及び 0.70 mm ² /s (HSDB (Access on December 2014) 中の粘性率と密度の数値より算出) とほぼ同様の低値を示すことから、混合物の動粘性率も各異性体の値と大きく異なることはないとは推定されるため、区分 1 とした。

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

12. 環境影響情報

生態毒性

- 水生環境有害性 短期(急性) : 水生生物に非常に強い毒性
甲殻類の急性データに基づき、区分 1 とした。
- 水生環境有害性 長期(慢性) : 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性
急性区分 1 であり、急速分解性が不明であることから、区分 1 とした。

トレボン [®] 乳剤	
LC50 - 魚 [1]	37.3 mg/L コイ
EC50 - 甲殻類 [1]	0.00241 mg/L ミジンコ
ErC50 藻類	> 200 mg/L 緑藻

残留性・分解性

トレボン [®] 乳剤	
残留性・分解性	データなし

生体蓄積性

トレボン [®] 乳剤	
生体蓄積性	データなし

土壤中の移動性

トレボン [®] 乳剤	
土壤中の移動性	データなし

オゾン層への有害性

- オゾン層への有害性 : 分類できない

13. 廃棄上の注意

- 化学品(残余廃棄物)、当該化学品が付着している汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報
推奨製品/梱包処分 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
- 残余廃棄物 : 都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託し、関係法令を遵守して
適正に処理すること。
廃棄処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託
すること。
- 汚染容器及び包装 : 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去する。都道府県知事等の許可を受け
た専門の廃棄物処理業者に処理を委託すること。
- 地域の廃棄規則 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
- 推奨下水処理 : 管轄当局の規制に準拠して廃棄する。
- 追加情報 : 引火性蒸気が容器内に蓄積することがある。
空の容器を再利用しないこと。

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

14. 輸送上の注意

UN RTDG に準ずる

国際規制

国連勧告(UN RTDG)

国連番号(UN RTDG) : 1993
正式品名(UN RTDG) : その他の引火性液体(他の危険性を有しないもの)(キシレン混合物)
容器等級(UN RTDG) : III
輸送危険物分類(UN RTDG) : 3
危険物ラベル(UN RTDG) : 3



クラス(UN RTDG) : 3
少量危険物(UN RTDG) : 5L
微量危険物(UN RTDG) : E1
包装指令(UN RTDG) : P001、IBC03、LP01
ポータブルタンク及びバルクコンテナ/要件(UN RTDG) : T4
ポータブルタンク及びバルクコンテナ/特別要件(UN RTDG) : TP1、TP29

MARPOL 73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質
非該当

国内規制

海上規制情報 : 船舶安全法の規定に従う。
航空規制情報 : 航空法の規定に従う。
緊急時応急措置指針番号 : 128
その他の情報 : 補足情報なし

15. 適用法令

国内法令

労働安全衛生法 : 特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)
エチルベンゼン
第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
キシレン
作業環境評価基準(法第65条の2第1項)
エチルベンゼン
キシレン
名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号～第2号別表第9)
エチルベンゼン

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル
キシレン
危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)
その他の引火点0°C以上30°C未満のもの
キシレン
健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)
エチルベンゼン
名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2第1項、施行令第18条の2第1号～第2号別表第9)
エチルベンゼン(政令番号:70)(45%)
2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(政令番号:86)(20.0%)
キシレン(政令番号:136)(33%)
特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)
エチルベンゼン
特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第1項)
エチルベンゼン
キシレン
特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者(法第66条第2項、施行令第22条第2項)
エチルベンゼン
皮膚等障害化学物質等・皮膚吸収性有害物質(安衛則第594条の2第1項、令和4年5月31日基発0531第9号、令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
キシレン
特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質(令和5年7月4日基発0704第1号・4該当物質の一覧)
エチルベンゼン

毒物及び劇物取締法 : 非該当
消防法 : 第4類引火性液体、第二石油類非水溶性液体(法第2条第7項危険物別表第1・第4類)
船舶安全法 : 引火性液体類(危規則第2, 3条危険物告示別表第1)
航空法 : 引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法 : その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法) : 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
エチルベンゼン(管理番号:53)(45%)
2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)(管理番号:64)(20.0%)
キシレン(管理番号:80)(33%)
労働基準法 : 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)
キシレン
がん原性化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号)
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィン
農薬取締法 : 登録番号第16758号

16. その他の情報

トレボンは三井化学クロップ&ライフソリューション株式会社の登録商標です。

安全データシート

トレボン[®]乳剤

JIS Z 7253 : 2019 に準拠

免責条項 当該シートに記載されている情報は現時点で入手した資料に基づいて作成しております。記載のデータ及び評価については必ずしも十分ではありませんので、取扱いには注意して下さい。含有量、物理的及び化学的性質、危険有害性等の記載内容は情報提供であり、いかなる保証をなすものではありません。

また、製品の取扱い、使用、保管または廃棄条件は当社の管理外であり、我々の認知するところではないことがある為、製品の取扱い、使用、保管または廃棄によって生じる損失、損害または費用に対する責任は、直接・間接を問わず一切負いかねます。

なお、当該シートは本製品にのみ適用され、本製品がその他の製品の成分として使用される場合は、当該シートに記載されている情報が適用されないことがありますので、ご注意の上、お取り扱い願います。